３．届出対象行為に係る基準

（１）基本的事項

項　目	規制又は措置の基準
共通事項	●「第５章　良好な景観の形成に関する方針」における「基本方針」に沿ったものとするよう努めること。 ●行為の制限の対象となる行為はその規模が大きいものであり、行為地周辺の景観に与える影響が大きいことから、次のとおり、周辺地区における景観の特徴に調和させることを重視するとともに、地区の景観の特徴を伸張させる要素の導入や敷地内の緑化など、当該行為が良好な景観の形成に寄与するよう努めること。 ①山林や果樹園が広がる地区においては、山林等の色彩や稜線などの地形要素となじませるなど、周囲と調和した景観を形成する。 ②水田、畑、農業集落などが広がる地区においては、色彩やスケール感を周囲となじませるなど、落ち着きとゆとりのある景観を形成する。 ③住宅地や家屋が連担する集落においては、色彩やスケール感を周囲となじませ調和を図るほか、親しみやすいデザインの導入により、市民の日常の生活空間にふさわしい景観を形成する。 ④商業系市街地においては、賑わいを演出するデザインを基本とし、けばけばしい色彩を避けるなど、一定の品格のある景観を形成する。 ⑤工場や流通業務施設が集積する地区においては、周囲との調和を基本とし、親しみやすく、活力を感じさせる景観を形成する。 ⑥景観資源となる歴史的建造物等の近傍では、建築物や工作物は当該資源との連続性に配慮し、当該資源に調和する色彩や素材を用いて景観を保全する。 ⑦高速自動車道のインターチェンジ・ジャンクション、鉄道駅の周囲においては、景観阻害につながる工作物等の抑制などにより、都市・地域の玄関口としての良好な景観を形成する。

（２）建築物の建築等、工作物の建設等

項目	規制又は措置の基準
位置・規模	●道路・隣地間の距離を確保し敷地に対してゆとりある配置とすること。 ●道路などの公共的空間からの眺望を確保するため、稜線の切断や背景との調和を乱すことのないよう位置及び規模に配慮すること。 ●一つの敷地に複数の建築物や工作物を設ける場合は、施設間の調和を図るとともに周辺の優れた景観と調和するよう配慮をすること。
形態・意匠	●建築物等との連続性を考慮して、地域全体としての調和を図ること。 ●山間部に立地する建築物等は、丘陵地、屋敷林、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観や山からの眺望景観に配慮すること。 ●大規模な建築物の外壁は、圧迫感を感じさせないような色彩や素材を使用し、目地等による分節化を図ること。
色　彩	●法令に定めのある場合を除き、原色及び周辺環境から突出した色彩を用いないこと。 ●基調色は、原色やけばけばしい色の使用をさけ、落ち着きのある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、高明度・高彩度のものは使用しないこと。 ●色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 ●公共的空間からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。
敷　地	●敷地内は、安全性を確保したうえで周辺の優れた景観との調和に配慮し、可能な限り植樹や生垣等による緑化に努めること。 ●敷地内に優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。
付属設備	●屋外階段や高架水槽などの付属設備を設置する場合は、全体の美観を整えるため、配置や形態、色彩を工夫し本体との調和を図ること。 ●駐車場や駐輪場は、生垣や緑化フェンスなどで目立たないよう工夫すること。 ●建築物に付属するごみ置き場は、建築物の内部に組み込むか建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽すること。 ●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境への影響、省エネルギー化などの地球環境の保全に配慮し、適正な照明環境を形成すること。

（３）土地の区画形質の変更を伴う開発

項　目	規制又は措置の基準
方　法	●現況の区画形質を可能な限り活用し、長大な法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合、法面は植栽等において緑化に努め、擁壁は周辺景観と調和する形態及び素材とすること。 ●大規模な皆伐を避け、周辺の優れた景観を保全すること。
その他	●敷地内に優れた樹木がある場合は、保存又は移植に努めること。 ●周辺の植生と調和するよう植樹や植栽を行い修景緑化に努めること。

（４）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項　目	規制又は措置の基準
方　法	●大規模な土石の採取又は鉱物の掘採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺の優れた景観を保全するよう配慮すること。
その他	●敷地の周囲を植栽又は塀などで遮へい措置を講じるなど、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。 ●行為後、速やかに周辺の植生と調和した緑化等を行うこと。

（５）屋外における土石、廃棄物その他の物件のたい積

項　目	規制又は措置の基準
位置・規模	●公共的空間から容易に望見できない位置、規模とすること。
方　法	●高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件のたい積を行うこと。
その他	●敷地の周囲を植栽又は塀などで遮へい措置を講じるなど、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。

第７章　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

（景観法第 8 条第 2 項第 4 号関連）

良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を次に掲げる指定の方針に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木として指定し、保全・継承に努めます。

１．景観重要建造物の指定の方針

歴史的・文化的に高い価値を有し、地域を象徴する建造物を景観重要建造物として所有者の意見を聴き合意を得た上で指定します。

・周辺地域の良好な景観を特徴づけている建築物
・歴史的または建築的価値をもつ建築物
・市民に親しまれ愛されている建築物
・武雄市の観光の名所となっている建造物

２．景観重要樹木の指定の方針

美観的に優れ、地域のシンボルともなっている樹木を景観重要樹木として所有者の意見を聴き合意を得た上で指定します。

・美観風致を維持するため、必要があると認める樹木もしくは樹木の集団
・市民に親しまれ愛されている樹木もしくは樹木の集団
・地域に古くから立っている樹木で、放置すれば景観悪化が懸念される樹木
・外観に特徴があり、地域のシンボルとなっている、良好な景観形成に寄与する樹木

第８章　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 5 号イ関連）

１．基本事項

屋外広告物を良好な景観を構成する重要な要素と位置づけ、武雄市の景観の維持および向上を図るため、武雄市屋外広告物条例を定め、市全域において行為の制限を定めます。

２．行為の制限に関する事項

市全域において、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定め適切な規制誘導を図るものとし、特に主要幹線道路沿道における屋外広告物の掲出については、極端に突出した形態・意匠の使用を避けるものとする。

（１）市全域
市全域において、許可基準を設け、規制誘導を行います。

（２）重点区域
良好な景観の形成を図るため必要と認める区域を重点区域に指定し、一般基準より強化して規制誘導を行います。

（３）禁止区域
良好な景観の形成を図るため特に必要と認める区域を禁止区域として指定します。

第９章　景観重要公共施設の整備に関する事項

（景観法第 8 条第 2 項第 5 号ロ及びハ関連）

１．景観重要公共施設の整備に関する方針

景観計画区域内の道路法による道路、都市公園法による都市公園など、良好な景観の形成に大きく影響する公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、整備に関する事項を定めます。

整備においては、その公共施設がおかれた地域の景観特性を十分考慮し、その地域にふさわしい整備を行うものとする。

２．道路法第３２条第１項（道路占用）の許可の基準

景観重要公共施設において、電柱や空中線、広告塔など工作物の道路占用の許可をする場合には、次の事項に配慮する。

・工作物等の設置にあたって、景観形成を図る区域における良好な景観の形成の方針に沿って設置する。
・工作物等の意匠は、周辺と調和のとれた落ち着いたものとし、眺望を阻害する位置を避けて配置する。

第１０章　景観計画重点区域

１．景観計画重点区域の指定

武雄市が有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる景観計画重点区域は、次のとおりとします。
地域の特性を活かした景観の形成を主導する区域として、「第５章　良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、建築物や工作物等の意匠・形態等の誘導を重点的に取り組みます。

■景観計画重点区域■

区域	名　　称	区域面積	摘　　要
①	黒髪山周辺	約２６４ha	
②	武雄温泉保養村周辺	約１０４ha	武雄温泉保養村第３次整備計画区域

※位置及び区域は、別図のとおりとする。

２．景観計画重点区域について

（1）黒髪山周辺

■現況と課題■

昭和１２年に指定された県内で最も古い県立自然公園で中央には九州自然歩道が横断し、古来より霊場として知られる黒髪山（516m）が中心となってダイナミックな自然を提供しています。黒髪山の頂上に露出している天童岩、青螺山の南麓との間にそびえ立つ雄岩・雌岩。黒髪山北西にある乳待坊公園からはその迫り来るような景観を眺めることができます。
また、黒髪山は珍しいシダ類の一種とされる天然記念物のカネコシダの最初の発見地であり自生地でもあります。そして青螺山とともに植物の種類が豊富で、その数は数千種におよびます。
しかし、開発のため自然が培ってきた自然環境の崩壊や宅地化が進んでおり黒髪山を取り巻く環境が変貌しています。
今後、今ある良好な自然景観を守り育んでいくため、自然に対する意識の高揚を図り、市民、事業者、行政が一体となって優れた自然景観の保全に取り組んでいく必要があります。

■基本方針■

～景勝と自然あふれる姿を原風景として残す景観づくり～

豊かな緑と貴重な野生動植物の宝庫である黒髪山を次世代に残していくため、自然林や人工林の適切な管理に力を注ぐとともに、開発による自然景観の崩壊を未然に防止します。
また、眺望を阻害する要素を取り除き麓に広がる田園と一体となった景観を保全します。

■施策の方向■

〇屋外広告物等の景観阻害要素を整理します。
〇開発（掘削や伐採）に対して、指導や監督を強化し自然林を保護します。
〇農地や背景の斜面林など一体となった保全に取り組みます。
〇適切な保護活動により野生動・植物を保護します。
〇自然保護意識の啓発に取り組みます。

■届出対象行為■

「第６章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に定める「届出対象行為」とします。

■届出対象行為に係る基準■
「第６章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に定める「届出対象行為に係る基準」を基本とし、更に景観計画重点区域として次に掲げる基準を定めます。

①建築物の建築等、工作物の建設等

項　目	規制又は措置の基準
位置・規模	●公共的空間から見る黒髪山の眺望を妨げないよう位置、規模及び高さに配慮すること。
高　さ	●建築物の高さは、１０メートル以下となるように努めること。１０メートルを超えて建築物の新築、増築、改築を行う場合は、あらかじめ協議を行わなければならない。
形態・意匠	●稜線の切断や自然景観との調和を乱さないように努めること。
色　彩	●季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材と共通する色彩を基調とすること。
付属設備	●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境の保全を阻害しないよう景観照明の抑制に努めること。

②土地の区画形質の変更を伴う開発

項　目	規制又は措置の基準
方　法	●現況の区画形質を十分活用し、山の輪郭線等に大きな影響を与える掘削などは行わないこと。
その他	●植樹や植栽など自然的な景観に向けた修景緑化に努めること。

（２）武雄温泉保養村周辺の景観

■現況と課題■

武雄温泉保養村は、昭和４３年、池ノ内保養村内に３本の泉源を開発してから始まり、道路などの整備、公共の保養施設の誘致を進め、白岩運動公園と文化会館を含めたスコーレ（保養・学習・運動）の理念により、観光客や市民が、家族ぐるみでくつろげる西九州の保養の拠点として整備が行われてきました。

また、自然の大切さや楽しさを身近な自然の中で体験できるよう、恵まれた自然環境を活用したほたる祭りや星空の観察などが行われています。

しかし、近年観光ニーズの多様化により保養施設の閉鎖など保養村を取り巻く環境は厳しさを増しています。

武雄温泉保養村は、長年にわたり育てられたリフレッシュ保養の場として、スコーレの基本理念のもと、次世代に継承していく必要があります。

■基本方針■

～温泉と自然を活かした安らぎのある景観づくり～

保養村整備の基本理念である「スコーレ」（保養・学習・運動）の理念のもと、滞在型の温泉保養地として、自然環境と温泉情緒の保全に努めるとともに、市民の保養･学習･運動の場として景観づくりを目指します。

■施策の方向■
○保養温泉地として、自然を活かし心の癒しの場としての「転地効果」を目指した景観づくりに努めます。
○施設整備は、周辺の景観と調和の取れた構造及び意匠形態となるよう整備し、健全保養、休養の場に適した景観づくりを行います。

※転地効果・・・日常生活を離れて自然の中に身を置くことで、心も体も開放され、この変化が刺激となり、心や体の調子が整うこと。

■届出対象行為■
「第６章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に定める「届出対象行為」とします。

■届出対象行為に係る基準■
「第６章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に定める「届出対象行為に係る基準」を基本とし、更に景観計画重点区域として次の掲げる基準を別に定めます。

①建築物の建築等、工作物の建設等

項　目	規制又は措置の基準
位置・規模	●やすらぎと広がりのある自然空間を確保するため、公共的空間から見るオープンスペースを妨げないよう位置、規模及び高さに配慮すること。
高　さ	●建築物の高さは、２０メートル以下となるように努めること。２０メートルを超えて建築物の新築、増築、改築を行う場合は、あらかじめ協議を行わなければならない。
形態・意匠	●稜線の切断や自然景観との調和を乱さないように努めること。
色　彩	●季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材と共通する色彩を基調とすること。
付属設備	●防犯に必要な照明装置を除き、動植物の生態系などの自然環境の保全を阻害しないよう過剰な明るさの景観照明の抑制に努めること。 ●温かみや落ち着きある光源を使用し夜間景観の演出効果が高い照明方法を工夫すること。

第１１章　景観づくりの実現化方策

１．市・市民・事業者の責務

先人たちによって創造され、引き継がれてきた歴史的、文化的財産を次世代に継承しつつ、更に質の高い生活環境づくり、景観に配慮した地域づくり、まちづくりを進めていくため、市、市民、事業者それぞれが役割を分担し、基本理念、基本目標の達成のため景観づくりに取り組んでいきます。

（１）市の責務

① 市は、良好な景観の形成に関する施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。
② 市は、市民及び事業者が行う良好な景観の形成に関する取組みに配慮しつつ、先導的な役割を担うよう努めなければならない。
③ 市は、良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
④ 市は、市民、事業者等に対して適切な情報の提供等を行い良好な景観の形成に関する意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めなければならない。

（２）市民の責務

① 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に自主的かつ積極的に寄与するよう努めるとともに、相互に協力して、地域における良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。
② 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（３）事業者の責務

① 事業者は、事業活動を行うに当たって、本市の良好な景観の形成に自ら努めるとともに、事業活動を通じて、地域における良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。
② 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

２．推進方策

（１）建築物等の誘導による良好な景観の形成

建築物や工作物、屋外広告物等について、地域の特性（歴史、文化及び自然）に応じた行為の制限を行うなど規制誘導を行います。

（２）景観に配慮した公共事業等による誘導的な景観の形成

行政が先導的に公共公益空間の景観の質的向上に努めなければなりません。まちの骨格となる道路、河川などについては、景観の視点からの検討を加え、良好な地域環境の創造に努めます。

（３）市民、事業者、行政の相互理解と協働

お互いが対等な立場で果たすべき役割と責任を自覚し良好な景観づくりという共通の目標に向かって、市民、事業者、行政の協働による景観づくりを進めてまいります。

（４）ひとづくりの推進

景観形成への取り組みは、市民一人ひとりが考え行動することから始まります。景観に対する理解をより一層深めていただくため啓蒙活動に取り組みます。

（５）景観づくりの推進

景観を守り育てるための自主的な活動を支援するとともに、景観法に基づく「景観協定」の活用を推進します。

３．推進体制

（１）景観審議会の設置

景観計画区域における良好な景観の形成を図るため、武雄市の景観を考え協議を行う場として景観審議会を設立し景観行政への取り組みを推進します。

（２）行政推進組織の充実

協働による景観づくりのため、景観窓口を明確にし、常に情報発信を行うとともに、庁内各部局と連携し良好な景観形成に向け各施策に取り組んでいきます。

（３）行政機関との連携強化

景観によるまちづくりは、武雄市だけで取り組めるものではなく、市域で実施される国や県の事業も景観に及ぼす影響が大きいため、相互に情報交換を行い先導的な景観づくりを推進します。

（４）財源の確保

景観づくりを計画的かつ継続的に進めるため、既存事業の制度を最大限に活用するとともに、新たな財源確保に努めます。

～資料編～

１．武雄市の現況

（１）地理的条件

①位置

武雄市は、佐賀県の西部に位置し、北部は伊万里市及び多久市に、西部は、有田町を挟んで長崎県佐世保市に、南部は、嬉野市に、東部は、大町町や白石町に接している。

②地形

（出典：数値地図 50m メッシュ(標高)　国土地理院）

武雄市は平坦地が少なく、ほぼ市全域にわたって傾斜角15°以上の急峻な地形が分布しており、平坦地はその谷間を縫うように分布している。

平坦地は主に北方から武雄市中心市街地にわたり最もまとまって多く存在する。他には主に道路沿道に平坦地が見られる。

（２）土地利用規制

①農業地域

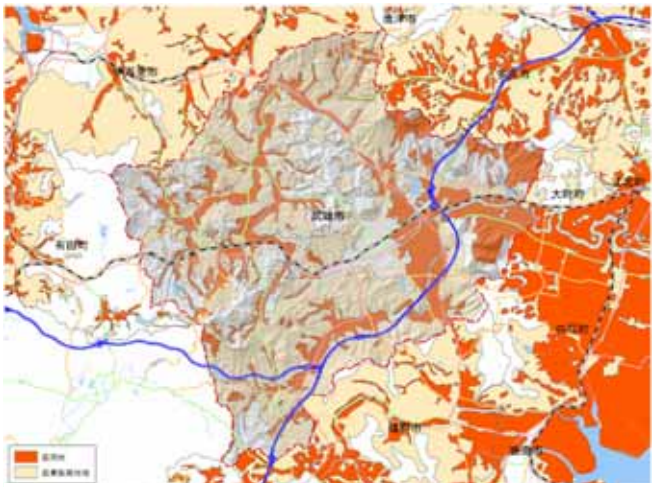

（出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム 国土交通省）

市全域にわたって、平坦なエリアの多くが農業振興地域農用地区域に指定されている。

特に、武雄市中心市街地を除く平坦地はそのほとんどが農業振興地域農用地区域に含まれており、開発にあたっては特段の調整等が必要な区域となっている。

②森林地域

（出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム 国土交通省）

市全域にわたって、傾斜地の頂部は森林地域に指定されている箇所が多くなっている。

保安林については西部の黒髪山周辺、中央部の赤穂山・蓬莱山周辺、北部の八幡岳周辺などにおいて指定されている区域がある。

③自然公園

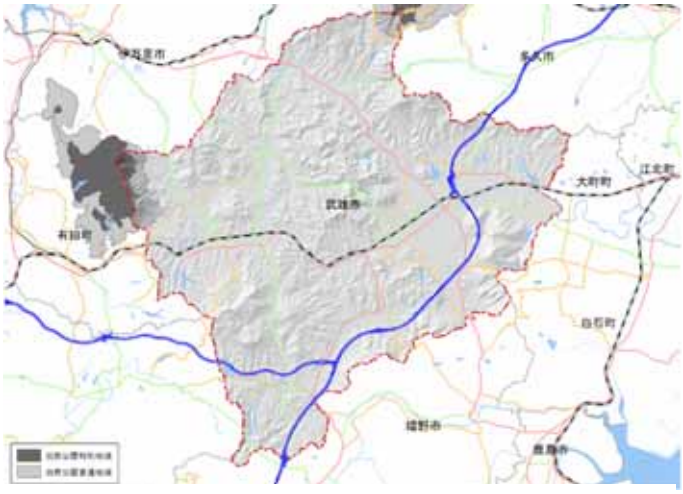

（出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム 国土交通省）

市西部には黒髪山県立自然公園、北部には八幡岳県立自然公園が指定されている。

いずれの県立公園も特別地域に指定されている区域があり、これらの区域では開発はほぼ不可能となっている。

平成十八年三月

2. 武雄市の文化財(抜粋)

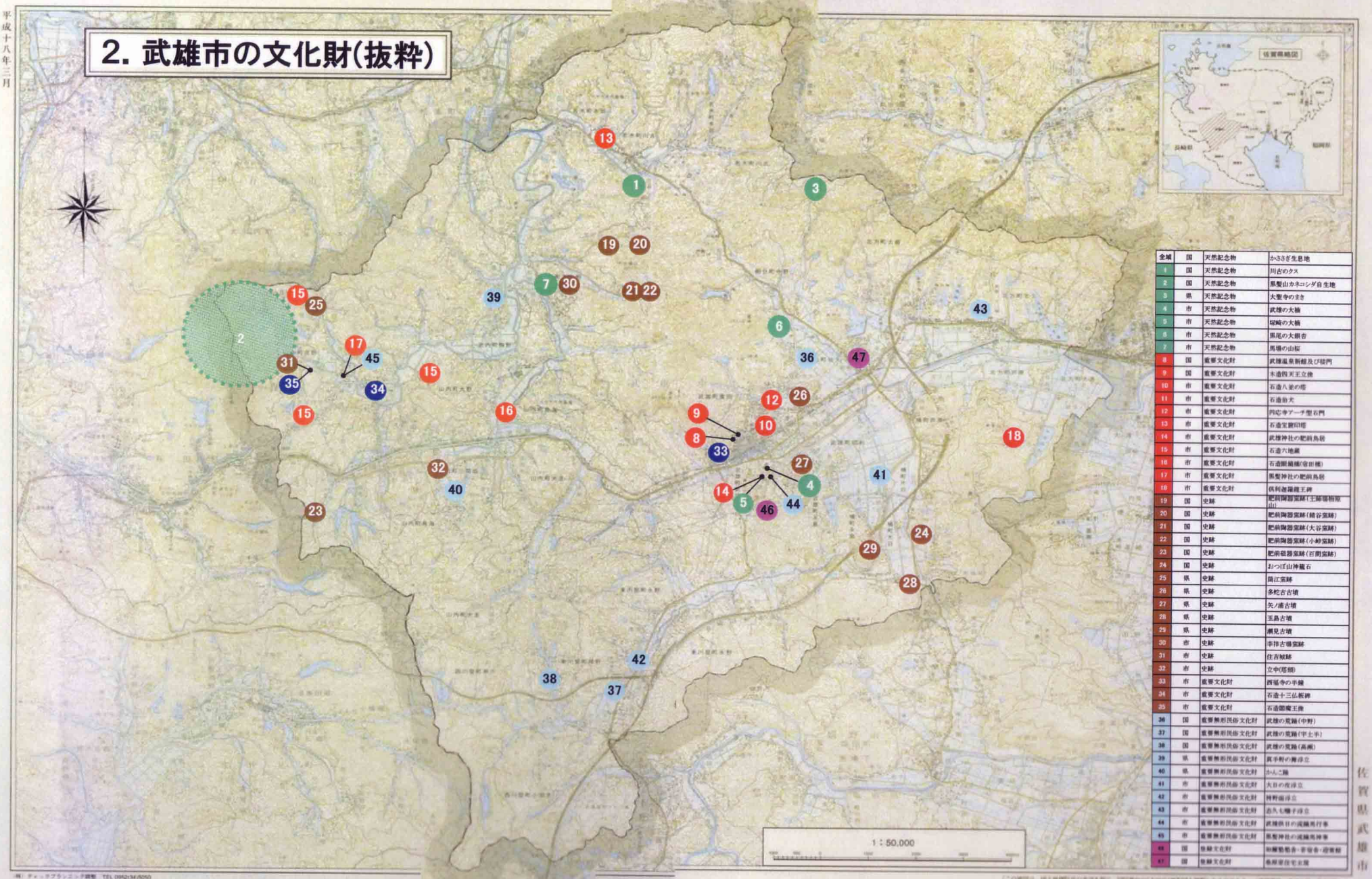

全域	国	天然記念物	かささぎ生息地
1	国	天然記念物	川古のクス
2	国	天然記念物	黒髪山カネコシダ自生地
3	県	天然記念物	大聖寺のまき
4	市	天然記念物	武雄の大楠
5	市	天然記念物	堤崎の大楠
6	市	天然記念物	黒尾の大銀杏
7	市	天然記念物	馬場の山椒
8	国	重要文化財	武雄温泉新館及び楼門
9	国	重要文化財	木造四天王立像
10	市	重要文化財	石造八並の塔
11	市	重要文化財	石造狛犬
12	市	重要文化財	円応寺アーチ型石門
13	市	重要文化財	石造宝篋印塔
14	市	重要文化財	武雄神社の肥前鳥居
15	市	重要文化財	石造六地蔵
16	市	重要文化財	石造眼鏡橋(宿出橋)
17	市	重要文化財	黒髪神社の肥前鳥居
18	市	重要文化財	供利迦羅鹿王碑
19	国	史跡	肥前陶器窯跡(王師場粕原山)
20	国	史跡	肥前陶器窯跡(鎖谷窯跡)
21	国	史跡	肥前陶器窯跡(大谷窯跡)
22	国	史跡	肥前陶器窯跡(小紛窯跡)
23	国	史跡	肥前磁器窯跡(百間窯跡)
24	国	史跡	おつぼ山神籠石
25	県	史跡	岡江窯跡
26	県	史跡	多蛇古古墳
27	県	史跡	矢ノ浦古墳
28	県	史跡	玉島古墳
29	県	史跡	鼎見古墳
30	市	史跡	平野古墳窯跡
31	市	史跡	住吉城跡
32	市	史跡	立中(塔頭)
33	市	重要文化財	西福寺の半鐘
34	市	重要文化財	石造十三仏板碑
35	市	重要文化財	石造閻魔王像
36	国	重要無形民俗文化財	武雄の荒踊(中野)
37	国	重要無形民俗文化財	武雄の荒踊(平土手)
38	国	重要無形民俗文化財	武雄の荒踊(高橋)
39	県	重要無形民俗文化財	真手野の舞浄立
40	県	重要無形民俗文化財	かんこ踊
41	市	重要無形民俗文化財	大日の夜浄立
42	市	重要無形民俗文化財	神野面浄立
43	市	重要無形民俗文化財	志久も囃子浄立
44	市	重要無形民俗文化財	武雄供日の流鏑馬行事
45	市	重要無形民俗文化財	黒髪神社の流鏑馬神事
46	国	登録文化財	旧藩勤番書・番士長・御家相
47	国	登録文化財	旧原家住宅主屋

佐賀県武雄市

(株)チェックプランニング調整　TEL 0952(34)8050

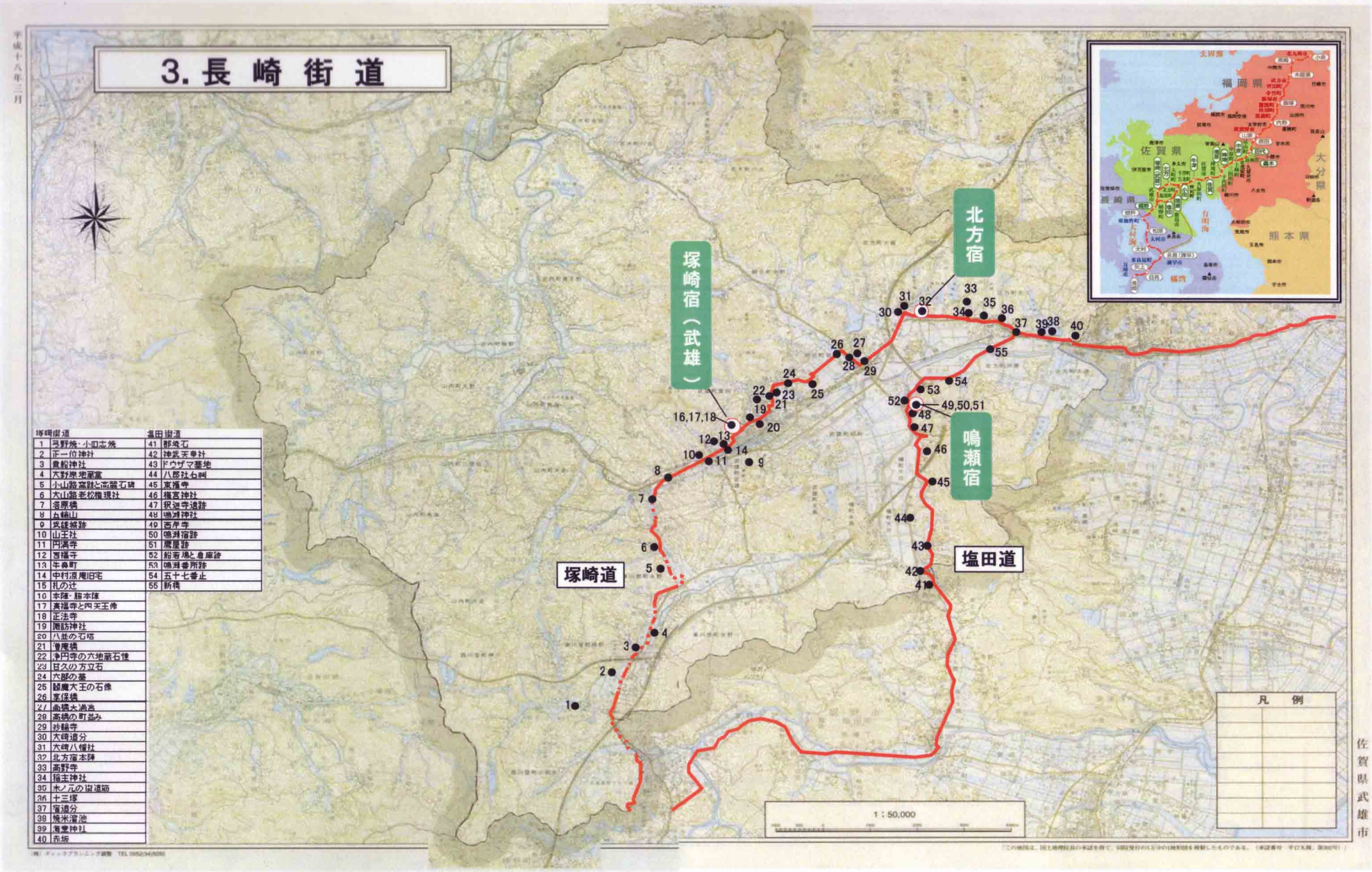
3. 長崎街道
平成十八年三月
塚崎宿（武雄）
北方宿
鳴瀬宿
塚崎道
塩田道
1：50,000
凡例
佐賀県武雄市
福岡県
佐賀県
長崎県
大分県
熊本県
有明海
大村湾
橘湾
塚崎街道
1 弓野焼・小田志焼
2 正一位神社
3 鳥船神社
4 大野原地蔵窟
5 小山路窯跡と高麗石碑
6 大山路老松権現社
7 宮原橋
8 五輪山
9 英雄城跡
10 山王社
11 円満寺
12 宮福寺
13 牛鼻町
14 中村涼庵旧宅
15 札の辻
16 本陣・脇本陣
17 真福寺と四天王像
18 正法寺
19 諏訪神社
20 八並の石塔
21 増鹿橋
22 浄円寺の六地蔵石塔
23 甘久の方立石
24 六郎の墓
25 鹿大王の石像
26 享保橋
27 曲橋大満寺
28 高橋の町並み
29 妙福寺
30 大崎追分
31 大崎八幡社
32 北方宿本陣
33 高野寺
34 福主神社
35 ホノルの街道筋
36 十三塚
37 宿追分
38 焼米溜池
39 海軍神社
40 赤坂
塩田街道
41 郡境石
42 神武天皇社
43 ドウザマ墓地
44 八郎社右碑
45 東福寺
46 権宮神社
47 釈迦寺遺跡
48 鳴瀬神社
49 西岸寺
50 鳴瀬宿跡
51 鷹屋跡
52 船着場と倉庫跡
53 鳴瀬番所跡
54 五十七番止
55 新橋

黒髪山周辺

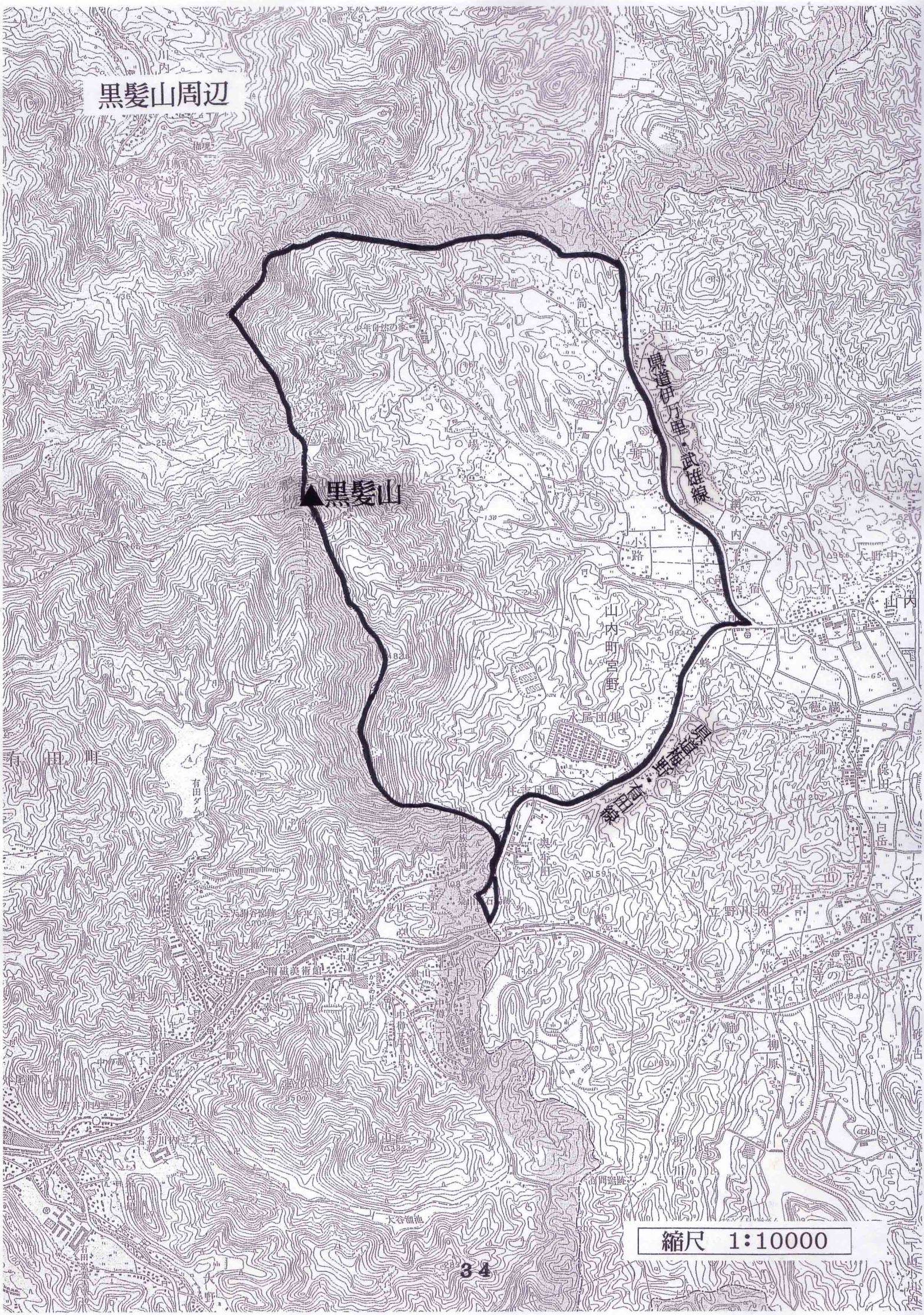

武雄温泉保養村周辺

縮尺 1:25000

５．武雄市景観計画策定経過

平成１８年　７月１９日　　景観行政団体になる旨の協議書を佐賀県知事に提出

２６日　　県知事の同意

３１日～　景観行政団体になる旨の告示

８月３０日　　武雄市が「景観行政団体」となる。

１２月　８日　　武雄のがばい景観を考える会（第１回）

１２月～1 月　　景観アンケート実施

平成１９年　３月　２日　　武雄のがばい景観を考える会（第２回）

５月１２日　　武雄のがばい景観シンポジウム（淀姫神社）

７月２７日　　武雄のがばい景観を考える会（第３回）

９月　５日　　武雄のがばい景観を考える会（第４回）

１０月１日～３１日　　パブリックコメント

１１月１４日　　武雄のがばい景観を考える会（第５回）

１１月２８日　　武雄のがばい景観を考える会（第６回）

１１月３０日　　武雄市都市計画審議会

平成２０年　３月２１日　　武雄のがばい景観を考える会（第７回）

５月１３日　　武雄市景観審議会

６月　２日　　告示

７月　１日　　施行

6．武雄のがばい景観を考える会　委員名簿（順不同：敬称略）

任期　H18.12.8～H20.3.31

No.	会長・副会長	所属・推薦団体等	職名	委員名	備考
1	会長	佐賀大学	理工学部都市工学科 准教授	三島　伸雄	
2	副会長	公募委員	保育園長　（一級建築士）	井上　一夫	
3		佐賀県屋外広告物審議会専門部会委員	会社役員	江口　敬子	
4		佐賀県建築士会武雄支部	佐賀県建築士会　武雄支部長	平野　実	
5		佐賀県屋外広告美術協同組合	佐賀県屋外広告美術協同組合 理事長	幸尾　孝之	
6		武雄商工会議所	温泉通り振興会　会長	長谷　信行	
7		山内町商工会	山内町商工会　事務局長	森　章	
8		北方町商工会	北方町商工会　事務局長	永原　光彦	
9		武雄市観光協会	武雄市観光協会　常務理事	百崎　信男	
10		社団法人日本旅行業協会九州支部佐賀地区会	社団法人日本旅行業協会 九州支部佐賀地区会　会長 （㈱ＪＴＢ九州佐賀支店長）	宮津　哲郎	H19.9.4退任
				幸崎　正俊	H19.9.5就任
11		国土交通省	九州地方整備局 建政部　計画・建設産業課長	大井　裕子	
12		佐賀県	県土づくり本部 まちづくり推進課 主幹（景観担当係長）	大野　恵	
13		公募委員	会社役員	野田　剛	
14		公募委員	自営業	津留崎　博	